

基山町鳥獣被害防止対策補助金について（お知らせ）

問 農林課 農林係 ☎ 92-7945

イノシシ等の有害鳥獣による農作物等への被害防止を図るため、基山町鳥獣被害防止対策補助金による支援を行います。

▽ワイヤーメッシュ柵及び電気柵整備事業

- ・対象要件 国・県の補助事業の要件を満たしていないこと。
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内 ※上限5万円

▽捕獲班設置事業

- ・対象要件 佐賀県鳥獣保護管理事業計画に基づく有害鳥獣捕獲を行う捕獲班を設置すること。
- ・補助率 1班当たり10万円 ※設置した年度の1回のみ

▽狩猟免許取得支援事業

- ・対象要件 新たに狩猟免許を取得または狩猟免許を更新してから1年以内であること。
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内 ※上限1万5千円

※対象の有無及び申込み等については、農林課までご相談ください。



児童手当「現況届」について

問 こども課 こども家庭センター係 ☎ 85-9095

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

現況届とは

毎年6月1日時点の家庭の状況を記載し、児童手当を受ける要件を引き続き満たすかどうかを確認するものです。児童手当法の一部改正により、令和4年度から現況届の提出は原則不要になりました。

▽現況届の提出が必要な人

次のいずれかに該当する人は、現況届の提出が必要です。対象者には、6月初旬に現況届の様式を郵送するので、必ず提出してください。

- ①住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
- ②離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ④支給要件児童の戸籍がない人
- ⑤施設等受給者
- ⑥19歳から22歳の兄弟等が第3子以降の算定対象になっている人で、兄弟等が学生以外の人
- ⑦その他、町から提出の案内があった人

医療法人清明会

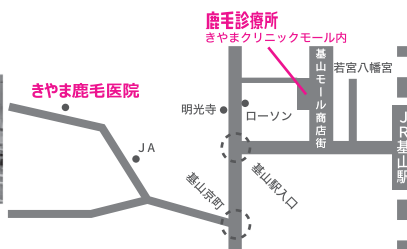
きやま鹿毛医院 内科・腎臓内科（人工透析）

令和6年1月透析センター
リニューアルいたしました

送迎対応可能です

外来診療時間
月～木 14:00～16:15

基山町宮浦399-1 ☎ 0942-92-2650



鹿毛診療所

内科・循環器内科

一般内科疾患管理、心電図、胸XP、心J-検査
循環器疾患（不整脈、狭心症、心不全等）
睡眠時無呼吸症候群外来、禁煙外来
生活習慣病管理（高血圧・糖尿病・脂質異常）
予防接種（带状疱疹・RSウイルス・肺炎球菌 他）

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	休
14:00～17:30	●	●	●	休	●	/

基山町宮浦 186-65 ☎ 0942-50-8059

有料広告